

募集期間の延長

かすみがうら市農地利用最適化推進委員（推進委員）の募集要項

- 1 募集人数 11人（次のとおり地区ごとに定めた人数を募集します）

- ①下大津地区 1人
- ②美並地区 1人
- ③牛渡地区 1人
- ④佐賀地区 1人
- ⑤安飾地区 1人
- ⑥志士庫地区 2人
- ⑦志筑地区 1人
- ⑧新治地区 1人
- ⑨七会地区 2人



- 2 任期
委嘱の日から
令和12年3月27日

- 3 職務内容

農地利用の最適化を推進すること

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
- (2) 耕作放棄地の発生防止・解消、農地の利用状況調査、遊休農地所有者に対する相談活動
- (3) 新規参入の促進
- (4) 農地中間管理機構との連携活動

- 4 委員報酬 月額35,000円

上記報酬に加え、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内において規則で定める方法により算出した額を支給します。

- 5 身分 非常勤の特別職

- 6 推薦・応募資格 農業に関する識見及び農地利用の最適化の推進に熱意を有し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令により兼職が禁止されている者
- (4) 上記の者のほか、推進委員としての公務の遂行上適当と認められない者

- 7 推薦・応募方法
- 推薦書又は応募届出書の用紙に必要事項を記入の上、募集期間内に次のとおり提出してください。
 - 推薦書及び応募届出書の用紙は、かすみがうら市役所【霞ヶ浦庁舎】農業委員会事務局、【千代田庁舎】総務課、【市民窓口センター】市民課、【千代田コミュニティセンター】千代田出張所に備えてあるほか、かすみがうら市ホームページからもダウンロードできます。
 - 農地利用最適化推進委員と農業委員会の委員の両方へ推薦・応募はできますが、兼務することはできません。
- (1) 推薦・応募様式
- ①個人が推薦する場合【様式第1号】
 - ②法人又は団体が推薦する場合 . . .【様式第2号】
 - ③個人で応募する場合【様式第3号】
- (2) 添付書類
- 推薦を受ける者又は応募する者の住所が市外の場合は、住民票
- (3) 募集期間 令和8年9月1日（火）から 10月30日（金）まで
- ※ 当初、募集期間を令和8年9月30日（水）までとしておりましたが、募集人数に達しなかったため、募集期間を延長します。
- (4) 提出先 かすみがうら市農業委員会事務局（霞ヶ浦庁舎）へ持参
【土日祝日を除く8：30から17：15まで】
⑨郵送での提出は不可
- 8 応募状況等の公表
- 応募状況等について募集期間の中間及び終了後に次の内容を公表します。
- (1) 推薦又は応募する地区
- (2) 推薦者（個人（10アール以上の農地を耕作の事業に供している個人をいう。)) については、氏名・職業・年齢・性別
- (3) 推薦者（法人又は団体）については、名称・目的・代表者又は管理者の氏名・構成員数・構成員の資格
- (4) 被推薦者又は応募者の氏名・職業・年齢・性別・経歴・農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が被推薦者をかすみがうら市農業委員会の委員に推薦しているか否か、又は応募者がかすみがうら市農業委員会の委員に応募しているか否か
- (7) 推薦された者の数、応募者の数
- 9 選考方法
- ・かすみがうら市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類等をもとに推進委員の候補者を評価し、かすみがうら市農業委員会へ評価及び審査等の結果を報告します。
 - ・かすみがうら市農業委員会は、上記評価委員会の結果をもとに、総会において推進委員の候補者を決定します。